

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ほう酸水注入ポンプの定例試験時、系統昇圧操作において、現場ポンプ吐出圧力指示計が3.5MPaまで昇圧しても、中央制御室に設置されているポンプ吐出圧力指示計が0MPaのまま変化しないことが認められたため、当該ポンプ吐出圧力指示計を点検・修理。	GIII	
2	3号機	原子炉一次格納容器貫通外側計装配管温度(B)記録計において、不規則に記録計指示が目盛板最小値より下降することが認められたため、当該記録計を点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(B)凝縮水導電率計点検において、導電率計の温度補償抵抗値の低下(温度-抵抗特性値からの逸脱)が認められたため、当該導電率計を交換。	GIII	
4	その他	一次水処理設備(屋外)薬注ポンプ(A)助剤ポンプ運転時、内部潤滑油の液位低下があり、シール部からの漏えい(系統内への流出)が認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GIII	
5	その他	一次水処理設備(屋外)薬注ポンプ(B)助剤ポンプ運転時、内部潤滑油の液位低下があり、シール部からの漏えい(系統内への流出)が認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GIII	
6	その他	一次水処理設備(屋外)薬注ポンプ起動時、吐出ソーダ-灰フローサイトグラス(ガラス製流量確認窓)より漏えいが認められたため、当該フローサイトグラスを点検・修理。	GIII	
7	その他	一次水処理設備(屋外)硫酸貯槽への濃硫酸(95%)受入作業終了時、現場確認を行ったところ硫酸受入配管の貯槽接続部(保温材下部)より濃硫酸の漏えい跡が認められたため、当該接続部を点検・修理。なお、漏えい箇所は硫酸貯槽堰内で、漏えい量は約800cc。漏えいした硫酸について中和処置(ソーダ灰使用)を実施。	GIII	